

第1章 基本法制定以前の取組

第1節 犯罪被害者等給付金支給法制定(昭和55年)まで

第二次世界大戦後の我が国における犯罪被害者等のための施策としては、昭和20年代後半から昭和30年代前半にかけての、

- ・いわゆる権利保釈の除外事由に、「被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる充分な理由があるとき」を加えた、刑事訴訟法の改正（昭和28年）
- ・自動車事故による被害者の保護のため、自動車損害賠償責任保険の契約締結を義務付けるとともに、政府による自動車損害賠償保障事業を規定した、自動車損害

賠償保障法の制定（昭和30年）

- ・被害者を念頭に、証人、参考人又はこれらの親族に対する面会強請・強談威迫を処罰するとして証人威迫罪を新設した、刑法の改正（昭和33年）
- ・証人が尋問中に被告人によって圧迫される場合の被告人の退席・退廷規定を新設した、刑事訴訟法の改正（昭和33年）

が挙げられる。

これらの施策は、犯罪被害者等のための施策という側面もあったが、暴力団・愚連隊による犯罪の増加に対する治安対策や自動車運送の急激な発達に対する運輸施策という性格のものであった。

第2節 犯罪被害者等給付金支給法の成立等

昭和49年8月30日、いわゆる三菱重工ビル爆破事件により、多数の死傷者が出るに至ったが、その際、その場に偶然居合わせて被害に遭った者などが救済を受けられなかったことをきっかけとして、公的な犯罪被害者補償制度の確立の必要性がマスコミ等で大きく議論され、また、被害者の遺族、被害者学の研究者等からも、制度の確立を求める声が高まった。

昭和55年5月1日、犯罪被害者等給付金支給法が制定された。同法によって創設された犯罪被害給付制度は、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族又は身体に障害を負わされた被害者等に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、給付金を支給することによって、被害者等の精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするもの

である。

具体的には、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（過失犯を除く。）による死亡、重傷病又は障害を対象とし、被害者等からの申請を受けて行われる各都道府県公安委員会の裁定により、被害者の年齢や勤労による収入の額等に基づいて遺族給付金や障害給付金が算定され、支給される制度である。

本制度は、「犯罪被害者等のため」という視点を正面に据えた施策として、新たな性格を有していた。

また、国際的にも、被害者支援を求める声が高まり、1985年、国連総会において「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」が採択された。宣言では、「被害者

は、その尊厳に対し共感と敬意をもって扱われるべきであること」、 「被害者が必要な物質的、医療的、精神的、社会的援助を受けられ

るようにし、その情報を被害者に提供すべきこと」などが盛り込まれ、各国政府における適切な制度整備を求めるものであった。

第3節

1990年代(平成8年ごろ)から基本法制定まで

1 被害者対策要綱の制定等

1990年代に入ると、様々な被害者支援の動きが活発化してきた。

平成8年2月1日、警察庁が「被害者対策要綱」を策定した。要綱においては、被害者対策が警察の本来の業務であり、警察は被害者を保護する立場にあることが明確化され、また、捜査過程におけるいわゆる二次的被害の軽減の重要性や被害者の人権に配慮しその尊厳を傷つけることのないよう留意すること

が示された。また、被害者のニーズへの対応などが基本的留意事項とされた。

平成11年4月には、検察庁において、全国統一の制度として被害者等通知制度が実施された。本制度においては、被害者等が希望するなどの場合に、事件の処理結果、公判期日、裁判結果等を、当該被害者等に対して通知するものである。

2 犯罪被害者対策関係省庁連絡会議

平成11年11月、政府に「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」が設置された。関係省庁連絡会議では、関係省庁の密接な連携の下で、犯罪被害者対策に係る問題への対応が検討され、平成12年3月30日、「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議報告書～犯罪被害と当面の犯罪被害者対策について～」がとりまとめられた。同報告書では、捜査等を担う警察庁、法

務省、海上保安庁の施策のほか、労働省による就労あっせん、厚生省による心のケア、文部省による犯罪被害に遭った児童生徒の心のケア、自治省による地方公共団体の職員に対する啓発などの施策が掲げられた。また、同連絡会議において、これらの施策を関係省庁が一層強力に推進することが申し合わされた*1。

3 いわゆる犯罪被害者等保護二法の制定

平成12年5月12日、いわゆる犯罪被害者等保護二法として、刑事訴訟法及び検察審査会法の一部改正と犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の制定が行われた。これらは刑事手続の中で犯罪被害者等の心情などに適切に配慮するとともに、その被害の回復に役立つ措置を導入することを内容とするものであり、証人への付

添い、遮へい措置の導入、ビデオリンク方式の導入等の証人の負担の軽減、公判廷における被害者等の意見陳述、公判優先傍聴、公判記録の閲覧及び謄写などが定められた。また、同年11月には、少年法等の一部を改正する法律が成立し、少年保護事件に被害者等の申出による意見の聴取の制度などが導入された。

(*1) 省庁名は、平成12年3月当時。